

# 調査の概要

## 1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び余暇時間における主な活動（「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」）について調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間、地域活動等への関わりなどの実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。

この調査は、昭和51年の第1回調査以来5年ごとに実施され、今回の調査は8回目にあたります。

## 2 調査の法的根拠

この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査(基幹統計調査)として、「社会生活基本調査規則」(昭和56年総理府令第38号)に基づいて実施しました。

## 3 調査の範囲

### (1) 調査の地域

平成17年国勢調査調査区から、総務大臣の指定する238調査区(全国では6,902調査区)において調査を行いました。

### (2) 調査の対象

指定調査区の中から選定した約2,800世帯(全国では約8万3千世帯)に居住する10歳以上の世帯員約6,500人(全国では約20万人)を対象としました。

ただし、次の者は調査の対象から除かれています。

ア 外国の外交団、領事団(家族、随員及び随員の家族を含む。)

イ 外国軍隊の軍人、軍属の構成員(家族を含む。)

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所、拘置所の被収容者

オ 少年院、婦人補導院の在院者

カ 社会福祉施設の入所者

キ 病院、療養所等の入院患者

ク 水上に住居を有する者

## 4 調査の期日

調査は、平成23年10月20日現在で実施しました。

ただし、生活時間については、10月15日から10月23日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について調査しました。

## 5 調査事項

### (1) 全ての世帯員に関する事項

世帯主との続き柄、出生の年月又は年齢、在学、卒業等教育又は保育の状況

### (2) 10歳未満の世帯員に関する事項

育児支援の利用の状況

### (3) 10歳以上の世帯員に関する事項

氏名、男女の別、配偶の関係、学習・研究活動の状況、ボランティア活動の状況、スポーツ活動の状況、趣味・娯楽活動の状況、旅行・行楽の状況、生活時間の配分及び天候

(4) 15歳以上の世帯員に関する事項

介護の状況、就業状態、就業希望の状況、従業上の地位、勤務形態、年次有給休暇の取得日数、仕事の種類、所属の企業全体の従業者数、ふだんの1週間の就業時間、希望する1週間の就業時間、通勤時間、ふだんの健康状態、仕事からの年間収入

(5) 60歳以上の世帯員に関する事項

子供の住居の所在地

(6) 世帯に関する事項

世帯の種類、10歳以上の世帯員数、10歳未満の世帯員数、住居の種類、自家用車の所有の状況、世帯の年間収入、介護支援の利用の状況、不在者の有無

## 6 集計内容

次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計されます。

ア 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項

イ 学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項